

八女商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本規約は、「生命共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「生命共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「生命共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

(附則)

第10条 本規約は、令和元年10月1日から施行する。

以上

別表 1

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（10月1日～9月末日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口
5日未満	5,000円	10,000円	15,000円
5日以上	10,000円	20,000円	30,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満した継続入院初日の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

『病気入院見舞金を支払わない場合』

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の初日の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

但し、1年間（10月1日～9月末日）に1回の支払いを限度とします。

1口	2口	3口
10,000円	20,000円	30,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満した事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

『事故通院見舞金を支払わない場合』

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

1口	2口	3口
10,000円	20,000円	30,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

『結婚祝金を支払わない場合』

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後2年末満の結婚の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表 1

■ 出産祝金

加入者が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

1 口	2 口	3 口
10,000円	20,000円	30,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 加入後2年未満の出産の場合
- (3) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (4) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表2

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 事故通院見舞金の請求手続

加入者が災害通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

- 商工会議所は病気入院見舞金・事故通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- 商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めことがあります。